

「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会 第3回議事要旨

日 時：平成26年11月14日（金）午後3時～
場 所：市役所4階 市民局 第1～3会議室

馬場課長 ただいまから、大阪市人権施策推進審議会 第3回「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会を開催させていただきます。では、議事に入ってまいります。進行につきまして、川崎部会長にお願いしたいと存じます。川崎部会長、よろしくお願いいたします。

川崎部会長 部会長の川崎でございます。本日の議題については、（1）関係団体へのヒアリングについて （2）「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策を検討するにあたっての論点（試案）について、いずれも非公開の取扱といたします。

なお、本日の方策検討部会の進行も、私が行いたいと思いますので、円滑な議事の進行にご協力よろしくお願いいたします。まず、資料等について事務局から説明してください。

<事務局より資料の説明>

川崎部会長 それでは、次第にしたがいまして、議事を進めてまいります。ここからは、非公開といたします。

馬場課長 これまでどおり、会議終了後に、事務局から会議内容について午後5時30分よりこちらの会議室でブリーフィングを行います。それでは、報道関係者の皆様につきましては、恐れ入りますがご退席をお願いいたします。

【 報道関係者 退席 】

<以下議題に係る意見等の要約>

議題（1）関係団体へのヒアリングについて

ヘイトスピーチによって被害を受けている方々の実情がどういうものなのかについて、ヒアリングを行うことを第2回方策検討部会で決定した経過を踏まえ、今回の第3

回方策検討部会において、「NPO法人コリアNGOセンター（以下「団体」という。）」にお越しいただき、被害の実態と行政に求める方策はどのようなものかということについてヒアリングを行った。

<団体からのヒアリング内容は次のとおり>

被害の実態については、排他的な宣伝活動が2013年には360回以上、ほぼ毎月、梅田や難波で行われており、単に追い出せというだけでなく、日本からの排除と言っている。こどもたちの心の傷も非常に深い。特定の人種・民族を攻撃し、人間の尊厳を傷つけるものであって許されるものでない。また、インターネットで、「在日」を検索すると差別的な表現がたくさん出てくることがある。在日の方のツイッターには、罵詈雑言の類いの言葉が書かれることが非常に多くある。

以上の現状が報告された。さらに、検討部会委員に対して、ヘイトスピーチの現場に行って、現状を見てきてほしいと要望された。

次に、行政に実施してほしい施策として、訴訟支援については、市長から意見がでていますが、個人の具体的な被害がないと訴訟をするのはむずかしい。また、個人が訴訟をした場合、個人の名前が公開されることになるので、二次的被害、三次的被害も発生する。したがって、訴訟支援という考え方があっても良いが、例えば、インターネットで書き込みをした人を特定するための資料請求とか、弁護士がそれを職権で照会ができるので、その照会に要する費用とか、また、内容証明を送付する費用なども支援してもらえると良いとの意見が出された。

また、大阪市の姿勢として、「大阪市は差別を許さない」「ヘイトスピーチを認めるわけにはいかない」と市長が口頭で申されているが、それを文書で公表や宣言してもらえないだろうかとの意見が出された。

さらに、他都市の状況として、インターネットのモニタリングを定期的実施している自治体がある。大阪市もそのようなことをやって、差別的な表現があった場合には、それを統計的に発表することも効果があるのではないか。また、市民の皆さんへの啓発ができないかとの意見が出された。

ヒアリングの後、次回以降のヒアリングの考え方について確認が行われた。

次回の12月12日（金）午後3時からの第4回方策検討部会で、公平性の観点から「在日特権を許さない市民の会」からも今回と同様に非公開との条件のもとでヒアリングを行うことが決定された。

また、今後、この2団体以外から、審議会へ寄せられた意見や要望等については、事務局を通じて、文書で検討部会に報告することが決定された。さらに、大阪市に寄せら

れた要望等については、事務局で整理をしたうえで、部会にも報告していくことが確認された。

議題（２）「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策を検討するにあたっての論点（試案）について

同論点（試案）について、ヘイトスピーチの表現の内容については、「相当程度の侮蔑、誹謗中傷及び威嚇、脅威を感じさせるもの」について、具体的にどこまで深めていけるか検討されたが、具体的な整理は難しいとの意見もあり、一般的に「相当程度の侮蔑、誹謗中傷及び威嚇、脅威を感じさせるもの」で良いのではとの意見が出された。

本市施設の利用制限については、法の趣旨や最高裁判例を踏まえるとヘイトスピーチを行う団体だからという理由のみで規制するのは難しいとの意見が多数であり、現在、条例にある公序良俗違反とか管理上支障があるため規制するという条項に、新たにヘイトスピーチが行われるから利用できないという条項を設けてまで、規制することは難しいとの結論となった。

公表については、「ヘイトスピーチは良くないことである」という大阪市の価値判断や姿勢を知らしめるなど、抑止効果につながる公表手法をとることを考えていく方向性が確認された。

訴訟費用の支援については、市費で負担する場合に、給付にするか、貸与とするかについて議論された。

議論では、他都市での訴訟支援に至る事例がないのは、訴訟を起こせるケースが少ないからではないかとの意見があった。また、例えば段階的な考え方として、今後、訴訟をして、ヘイトスピーチかどうかの司法判断が出るようなケースであれば、市として支援をする理屈付けができるのではないかとの意見が出た。

今後、市の施策として合理的な説明ができるかなど、具体の整理が必要であり、さらに、議論を深めていくこととなった。また、あわせて啓発も必要との意見も出た。

第三者委員会での審査については、第三者委員会の機能を充実させて、何がヘイトスピーチにあたるかを第三者委員が判断すること、また、施策として訴訟支援することになれば、具体のケースごとに訴訟支援をすべきかどうかの判断も第三者委員会がするのが良いとの意見が出され、引き続き議論していくことになった。